

栃木県事業承継支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 栃木県事業承継支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者をいう。なお、みなし大企業は除く。

2 この要領において「みなし大企業」とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

3 この要領において「支援機関」とは、別表1に定める者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要領による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する中小企業者とする。

- (1) 栃木県内に本店を有する中小企業者であること。（個人事業者の場合、栃木県内に住所を有すること。）なお、M&Aの買い手に限り栃木県外に本店を有する中小企業者も補助対象者とする。
- (2) 事業承継後も常時使用する従業員の雇用を維持し、事業拠点を栃木県内に維持・確保が見込まれること。
- (3) 支援機関から推薦を受けた者であること。
- (4) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (5) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(9) 県税を滞納していないこと（ただし、納税の猶予を受けている者は除く。）。

(10) その他、知事が補助金を交付することが不適当と認める者でないこと。

2 知事は、前項第4号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛てに照会することができる。

（交付対象事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、中小企業者が、支援機関からの推薦を受け、事業承継を目的として専門家（弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、中小企業診断士等）を活用する別表2の事業とし、各事業にかかる対象経費及び補助率は同表に掲げるものとする。なお、補助事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行うものとし、補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

2 補助上限額は50万円とする。

なお、過年度において栃木県事業承継支援事業実施要綱に基づく補助金の交付を受けた者であり、既に受けた補助金額が本要領における補助上限額に達していない場合においても、補助上限額から既に受けた補助金額を控除した額の範囲内で交付対象とすることができる。

3 補助事業対象経費はその年度の4月1日から2月15日までに終了する補助事業の経費であること。

4 別表3に掲げる要件に該当する事業については交付対象としないものとする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様 式	申請書に添付すべき書類の名称	提出 部数	提出 期限
栃木県事業承 継支援補助金 交付申請書	様 式 第 1	1 補助事業計画書（別紙1） 2 申請者の概要（別紙2） 3 M&Aの概要（別紙3）*M&Aの場合のみ 4 誓約書（別紙4） 5 県税に未納がないこと等の証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。） 6 履歴事項全部証明書（法人の場合。個人の場合は住民票の写し。ともに申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。）	知 事 が 別 に 定 め る 部 数	知 事 が 別 に 定 め る 日

		7 直近1期分の決算報告書等（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費）の写し		
		8 補助対象経費の根拠が分かる資料（見積書等）		
		9 推薦書（別紙5）		
		10 その他知事が必要と認める書類		

2 中小企業者は、規則第4条第1項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、規則第7条の規定に従い、様式第2により補助金の交付を申請した者に対し通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第2項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

3 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第11条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（1）補助事業の内容の変更（別表4に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ、様式第3による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

（2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第4による補助事業計画中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 報告書の名称	様式	報告書に添付すべき 書類の名称	提出部 数	提出期限
栃木県事業承 継支援補助金 に係る補助事 業実績報告書	様 式 第 5	1 (別紙) 支出内訳書 2 その他知事が必要と 認める書類	知事が 別に定 める部 数	補助事業が完了したとき又は第 7条第1項第2号の規定による 廃止の承認を受けたときは、そ の日から起算して30日を経過し た日若しくは補助金の交付の決 定のあった年度の2月28日のい ずれか早い期日。ただし、知事が 必要と認めるときは、改めて提 出期限を定めることができる。

- 2 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 前項及び規則第16条の補助金等の額の確定通知は、様式第6によるものとする。

(補助金の交付の請求)

第10条 規則第18条又は第19条に規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	請求書に添付すべき 書類の名称	提出部数	提出期限
栃木県事業承継支援 補助金交付請求書	様式 第7	1 交付決定通知書の写 2 検査結果通知書の写 3 知事が別に定める書類	知事が別に 定める部数	知事が別に 定める期日

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合には、期限を付して当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第9条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第7条第1項第2号の規定による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、法令に違反した場合

(6) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第13条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第9条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げ

る異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書により補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第78条の規定により知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

（補助事業完了後の報告等）

第15条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（補助事業において取得した個人情報の取扱い）

第17条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 個人情報を第三者(補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取扱いを外部に委託する場合等を除く。)に提供し、またはその内容を知らせること。

(2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。

3 個人情報を取扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、知事に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告し、知事の指示に従わなければならない。

5 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいて取り扱うこととする。

(是正のための措置)

第18条 知事は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

(その他必要な事項)

第19条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和7(2025)年4月1日から施行する。

別表 1 （第 2 条関係）

支援機関
栃木県内に所在する商工会 栃木県内に所在する商工会議所 栃木県内に本支店を有する金融機関 栃木県信用保証協会 栃木県事業承継・引継ぎ支援センター 栃木県中小企業活性化協議会 公益財団法人栃木県産業振興センター

別表 2（第 4 条関係）

事業	委託先 (例)	経費	補助率
ア 価値算定	税理士 公認会計士	株価など企業価値の算定や贈与税・相続税のシミュレーションを委託した場合の経費	補助対象経費の 1/2 以内
イ デューデリジェンス	各専門家	デューデリジェンス実施を委託した場合の経費	
ウ 契約書等の作成	弁護士	最終契約書やレビューの作成を委託した場合の経費	
エ 不動産鑑定評価書作成	不動産鑑定士	不動産の時価評価を委託した場合の経費	
オ 労務関連手続き	社会保険労務士	最終契約書等に基づき労務関連手続きを委託した場合の経費	
カ 債務整理手続き	弁護士	債務整理手続きを委託した場合の経費	
キ 代表者の変更等に伴う登記手続き	司法書士	最終契約書等に基づき不動産売買や定款変更、根抵当権解除等の登記を委託した場合の経費	

別表 3 （第 4 条関係）

交付対象とならない要件、経費
単なる不動産の売買と見なされる場合
同一の補助事業対象経費に対し、国が交付する補助金等の交付を受けている又は受ける予定の場合
M&A の成立時に支払う成功報酬にかかる費用
専門家に対する顧問料
消費税、振込手数料
登録免許税
収入印紙代
交通費、宿泊費
令和 7 年 3 月 31 日以前に発注・実施した事業に係る経費
通信費
その他、補助事業の目的に合致しないもの

別表 4（第 7 条関係）

区 分	軽 微 な 変 更 の 内 容
経費の配分の変更	・ 補助対象経費全体の 20 パーセント以内の減少となる変更を行う場合 ・ 別表 2 に掲げる事業区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の 20 パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	第 5 条の規定により提出する補助事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合